

鎌ケ谷市第3子以降学校給食費減免制度について

多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、子を3人以上扶養している世帯について、市内小中学校に通う第3子以降の学校給食費を免除（無償化）します。

減免を受けるためには、毎年度申請書の提出が必要となります。具体的な減免の要件や、申請方法は以下のとおりです。

減免の要件

以下の（１）～（３）の全てを満たしている場合に減免の対象となります。

- （１） 鎌ケ谷市内に住民票を有し、子を3人以上扶養し、そのうち、上から数えて3番目以降の子が市内小中学校で学校給食の提供を受けている。

ただし、扶養している子のうち、市内小中学校に在学していない子については、市外に住民票を有していても構いません。（仕送り等で扶養しているものの、兄弟姉妹が一人暮らしをしながら就労・就学している場合など）

- （２） 生活保護制度・就学援助制度（就学奨励費を除く）で学校給食費の支援を受けていない。
- （３） 学校給食費の滞納がない。

申請方法

次の「（１）オンライン申請」又は「（２）書面申請」のいずれかの方法で申請してください。

（１）オンライン申請

以下のQRコード又はURLからオンライン申請フォームに進んでいただき、必要事項の入力及び必要書類のアップロードをしてください。

なお、オンライン申請フォームは年度ごとに異なるため、申請年度に誤りがないようお気をつけください。

<令和5年度オンライン申請フォーム>（申請期間：令和5年4月1日～令和6年3月11日）

[QRコード]



[URL]

<https://logoform.jp/form/bESp/215662>

（２）書面申請

「鎌ケ谷市第3子以降学校給食費減免申請書」を記入の上、必要書類を添付して学校または鎌ケ谷市学校給食センターに提出してください。

申請書の提出を希望する場合は、申請書を配付いたしますので、学校または鎌ケ谷市学校給食センターまでお申し出ください。なお、市のホームページから印刷していただくこともできます。

また、同一世帯で複数の学校に子が在学している場合でも、申請書は1部にまとめてご提出ください。

（裏面に続く）

申請書に添付する必要書類

○扶養している全ての子の健康保険証の写し

子が保護者に扶養されていることを確認するため、子の健康保険証の写しを提出していただきます。ただし、義務教育期間にある子は除きます。

○子の年齢が確認できるもの（住民票やマイナンバーカードなど）の写し

扶養している子が市外に住民票を有している場合、要件の年齢に該当するかを確認するため、子の年齢が確認できるもの（住民票やマイナンバーカードなど）の写しを提出していただきます。ただし、鎌ケ谷市に住民票を有している子は除きます。

申請期限

毎年度5月10日（週休日にあたる場合は翌営業日）まで

※上記の申請期限までに、学校または鎌ケ谷市学校給食センターに必要書類を添付した申請書を提出してください（必着）。また、この申請期限以降に減免の要件を満たした場合や、転入された場合は随時申請してください。ただし、各年度中（年度末の3月31日まで）に審査・決定を行う必要があるため、最終的な申請期限は毎年度3月10日（週休日にあたる場合は翌営業日）までです。それ以降に申請された場合は、減免対象外となります。

決定通知

減免が決定した場合は、減免決定通知書を送付いたします。なお、年度ごとの決定となるため、減免要件に該当する場合は毎年度申請する必要があります。

減免額

扶養している子のうち、上から数えて3番目以降の子の市内小中学校における学校給食費の全額

減免方法

5月10日（週休日にあたる場合は翌営業日）までに申請いただき減免が決定した場合は、第1期から学校給食費が全額免除となります。それ以降に申請され減免が決定した場合は、決定通知書と併せてご案内いたしますので、通知をご確認ください。

年度途中で要件の変更がある場合

年度途中で減免の要件に変更が生じた場合（扶養している子の人数が変更となった場合など）は、変更の届出が必要となりますので、鎌ケ谷市学校給食センターにご連絡ください。

<お問い合わせ>

鎌ケ谷市教育委員会 学校教育課給食管理室（鎌ケ谷市学校給食センター）

電話：047-445-5640

住所：〒273-0131 千葉県鎌ケ谷市軽井沢2049番地4